

## 目 次

## 第VII部 外国語書面出願

## 第1章 外国語書面出願制度の概要

1. 概要	1 -
2. 外国語書面出願に関する書面	1 -
2.1 願書	1 -
2.2 外国語書面及び外国語要約書面	1 -
2.3 翻訳文	2 -
2.4 誤訳訂正書	3 -
3. 翻訳文が提出されなかった場合の取扱い	3 -
3.1 「外国語書面(図面を除く。)」の翻訳文が提出されなかった場合	3 -
3.2 「外国語書面」の図面の翻訳文が提出されなかった場合	3 -
3.3 要約書の翻訳文が提出されなかった場合	3 -
4. 外国語書面出願の明細書等についての補正	4 -
4.1 補正の対象となる書面	4 -
4.2 明細書等について補正ができる時期	4 -
5. 外国語書面出願に関する拒絶理由	4 -
5.1 原文新規事項の追加	4 -
5.2 翻訳文新規事項の追加	4 -
6. 各種出願についての取扱い	5 -
6.1 分割出願の取扱い	5 -
6.1.1 分割出願の形態	5 -
6.1.2 原出願が外国語書面である場合の分割出願の可能な時期(ケース1又はケース2)	5 -
6.1.3 審査における留意事項	6 -
6.2 変更出願の取扱い	6 -
6.2.1 変更出願の形態	6 -
6.2.2 原出願が外国語書面出願である場合の変更出願の可能な時期(ケース1)	7 -
6.2.3 審査等における留意事項	7 -
6.3 実用新案登録に基づく特許出願の取扱い	7 -
6.3.1 実用新案登録に基づく特許出願の形態	7 -
6.3.2 審査における留意事項	8 -

6.4 国内優先権の主張の取扱い	8 -
6.4.1 国内優先権の主張の形態	8 -
6.4.2 先の出願が外国語書面出願である場合の国内優先権の主張 が可能な時期(ケース1又はケース2)	8 -
6.4.3 審査における留意事項	9 -

## 第2章 外国語書面出願の審査

1. 概要	1 -
2. 原文新規事項	1 -
2.1 明細書等に原文新規事項が存在するか否かの判断	1 -
2.2 原文新規事項の判断に係る審査の進め方	3 -
2.3 外国語書面を照合すべきケースの類型	4 -
3. 翻訳文新規事項	6 -
3.1 翻訳文新規事項を追加する補正であるか否かの判断	7 -
3.2 翻訳文新規事項の判断に係る審査の進め方	7 -
4. 誤訳訂正書による補正	7 -
4.1 誤訳訂正書による補正がされた場合の審査	7 -
4.1.1 訂正の理由等の記載が十分でない場合の取扱い	8 -
4.1.2 補正書による補正で対応可能な補正事項であるとして誤訳 訂正書に含まれた補正事項が、実際には、翻訳文新規事項 (補正書による補正で対応不可能な補正事項)であった場合 の取扱い	8 -
4.1.3 最後の拒絶理由通知等の指定期間内に、補正書による補正 で対応可能な補正事項を含む誤訳訂正書が提出された場合 の取扱い	9 -
4.1.4 翻訳文新規事項を追加する補正書が提出された後に、その 翻訳文新規事項を維持する誤訳訂正書が提出された場合の 取扱い	9 -
5. 外国語書面出願の審査の進め方	10 -
6. 誤訳訂正書の提出要領	11 -
6.1 訂正の理由の説明に必要な資料	11 -
6.2 誤訳訂正書の具体例	12 -
6.3 補正書による補正で対応可能な補正事項を誤訳訂正書に含ませ ることについて	12 -
6.4 同日付けの補正書と誤訳訂正書とを別個に提出する場合の留意 事項	13 -

<関連規定>